PLANBEE ENERGY

プランビーエナジーコース別説明書

ママ トクコース

朝ママ トクコース

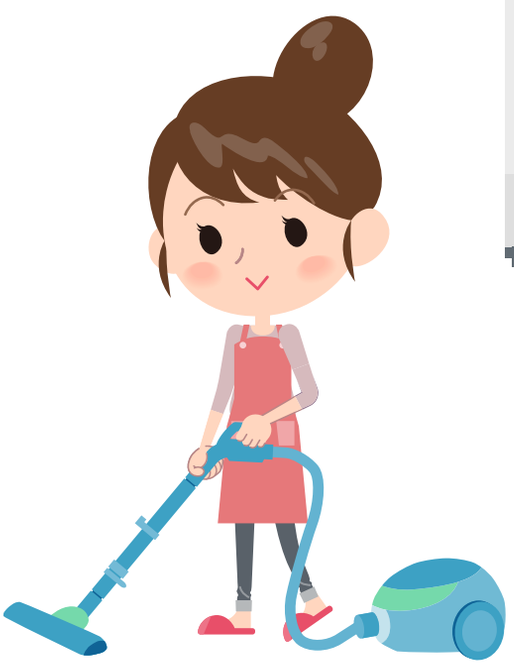

平成 30 年 3 月 1 日実施

株式会社プランビー

目　次

1. 実施期日と適用条件 P.1
2. 本説明書の変更及び廃止 P.1
3. 定義 P.1
4. 細目 P.1
5. 料金計算 P.1
6. 料金表 P.2
　(1) 北海道 de5! P.2
　(2) 東北 de5! P.3
　(3) 東京 de5! P.5
　(4) 北陸 de5! P.6
　(5) 関西 de5! P.8
　(6) 中国 de5! P.9
　(7) 九州 de5! P.10

プランビーエナジープラン別説明書ママトクコース・朝ママトクコース (以下、説明書については、「本説明書」といい、コースについては「本コース」といいます) は、当社のプランビーエナジー約款 (以下、「約款」といいます) に基づき、電灯又は小型機器をご使用の個人のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

1. 実施期日と適用条件

本説明書は、平成 30 年 3 月 1 日より実施し、お客さまにより本コースへのお申し込みがなされ、その後当社が承諾し契約に至った場合に適用されます。

2. 本説明書の変更及び廃止

(1) 当社は、本説明書を変更する場合には、約款 I 総則の 2(約款の変更) に準じます。
(2) 当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせ及び廃止日を当社ホームページに掲載します。
(3) 本説明書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を行う場合は、約款 I 総則の 2(約款の変更) に準じます。
(4) 本説明書廃止にともなう、各種賠償等には応じないものとします。

3. 定義

(1) 本説明書において記載のない事項は、約款によるものとします。
(2) 本説明書では、19 時 00 分 00 秒から 20 時 59 分 59 秒を、ママトク時間、6 時 00 分 00 秒から 7 時 59 分 59 秒を、朝ママトク時間とします。時間は、日本標準時間とします。また、時間及び電力量の算定には、各地域の一般送配電事業者が設置する、スマートメーターにより計量されたデータを弊社が受領し、計算の算定基礎といたします。
(3) ママトク時間料金、及び、朝ママトク時間料金とは、ママトク時間、及び、朝ママトク時間の電力量料金をいいます。
(4) 契約種別とは、お客さまが契約時点で決定され、契約された電灯の各プランをいいます。
(5) 契約種別変更手数料とは、お客さまが現在ご契約している当社の契約種別から、当社の他の契約種別へ変更される場合の手数料をいいます。
(6) 本説明書 6(料金表) の 1 契約種別ごとに掲げる、北海道 de5!、東北 de5!、東京 de5!、北陸 de5!、関西 de5!、中国 de5!、九州 de5! を総称して、プランといいます。プランに該当しない契約種別は本コースにお申し込みできません。
(7) 本コースにお申込できる対象のプランは、北海道、東北、東京、北陸、九州は、電灯 B。関西、中国は、電灯 A に限らせていただきます。

4. 細目

(1) 本説明書に定めている事項は、約款に先立って適用し、本説明書に定めのない事項については、約款に依拠するものとします。
以下に、掲げる事項は、本説明書の全ての契約種別に適用いたします。
(2) 本コースは、当社への新規のお申し込み、当社から当社の契約種別の変更、どちらの方もお申し込みいただけます。ただし、ご家庭での使用、かつ、契約名義は個人名義とし、弊社の営業施策上一部受け入れに制限を設けることがあります。
(3) 供給地点で、商取引を行う場合のお申し込みはお断りさせていただきます。そのため、共用部なども名義が個人名の場合もお引き受けすることはできません。
(4) 供給地点で、業務用及び事業用としての利用や、電気温水器及び蓄電池などへの充電用途としてはご利用いただけません。契約後であっても、本コースの提供をお断りさせていただきます。
(5) 本説明書の、需給契約の申し込み、及び、需給契約の成立及び契約期間は、約款 (II 契約の申し込み) に準じます。ただし、場合によっては、申し込みの受付を停止後、申し込みを中止にさせていただく場合もあります。この場合は、当社はあらかじめ一定期間、停止、又は、中止のお知らせ等を当社のホームページに掲載します。
(6) 本説明書の、6(料金表) の各プランのママトクコースのママトク時間料金は、0 円 00 銭とします。
(7) 本説明書の、6(料金表) の各プランのママトクコースの朝ママトク時間料金は、0 円 00 銭とします。
(8) お客さまが、ママトク時間、及び、朝ママトク時間に使用した電力量は、約款第 16 条 (料金の算定期間) に定める期間、当月の使用電力量として累積されるものとします。
(9) ママトク時間料金、及び、朝ママトク時間料金の適用対象の電力量は、当月の使用電力量の 16.6% を上限とします。
(10) ママトク時間料金、及び、朝ママトク時間料金には、約款に基づき、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び、燃料費調整額を適用し、料金に加算して請求いたします。
(11) ママトク時間料金、及び、朝ママトク時間料金には、消費税及び地方消費税相当額を適用いたしません。
(12) お客さまが、本説明書に申し込みされ、当社が承諾し契約に至った場合は、約款第 10 条 (供給の開始) に基づき、供給を開始します。
(13) 契約種別変更手数料は、各プランで電気を供給中のお客さまが本コースにお申し込み、又は、本コースを解約し、各プランに変更する場合に適用し、次のとおりとします。契約種別変更手数料について支払いを要する額は、契約種別変更手数料に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とし、変更の申し込みをされた月又は翌月の料金支払いと合算して請求を行います。

手数料名	金額 (税抜)
契約種別変更手数料	300 円

(14) 本コースはスマートメーターの設置を必須と致します。
(15) 本コースにお申し込みされ、当社が承諾し契約に至ったあとに、各地域の一般送配電事業者が設置するスマートメーター工事が、当社以外を起因とするなんらかの理由で、当社からの供給開始日までになされなかった場合は、契約後であっても、本コースの提供をお断りさせていただきます。この場合には、当社はお客さま、及び各地域の一般送配電事業者と誠実に協議し、個別に対応いたします。
(16) 前項に記載の状態に陥った場合には、弊社はお客さまに対して何らかの補償を行うことはできかねます。本コースが提供できる状態に復した際に、改めて本コースのお申し込みをお願い致します。
(17) 天災地変やスマートメーターの不具合などによる、正確な時間帯別計量が行なえなかった場合でも、弊社は特別な対応を行いません。

5. 料金計算

(1) 本コースの料金計算は、ママトク時間料金、及び朝ママトク時間料金を、0 円 00 銭として計算します。
(2) 本コースの料金計算は、ママトク時間料金、及び朝ママトク時間に使用された電力量を控除したあとの電力量にて、料金計算を行い料金を確定し、請求いたします。

6. 料金表

本説明書における、電気料金及びその請求等の条件についてはこの料金表において、定めます。
契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	北海道 de5!	ママトクコース
		朝ママトクコース
	東北 de5!	ママトクコース
		朝ママトクコース
	東京 de5!	ママトクコース
		朝ママトクコース
	北陸 de5!	ママトクコース
		朝ママトクコース
	関西 de5!	ママトクコース
		朝ママトクコース
	中国 de5!	ママトクコース
		朝ママトクコース
	九州 de5!	ママトクコース
		朝ママトクコース

(1) 北海道 de5!

電灯又は小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) ママトクコース

イ : 適用条件

①供給地が、北海道電力管内であること。

②契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

③ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①②に該当し、かつ、③の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ : 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ : 契約電流

①契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア又は 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

②当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置 (以下「電流制限器等」といいます) 又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ : 料金

料金は、基本料金、電力量料金、ママトク時間料金、及び約款の別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を下回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を上回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

①基本料金

1 月の基本料金、及び、1 月まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	1,908 円 36 銭
契約電流 30 アンペア (まったく使用しない場合)	477 円 09 銭
契約電流 40 アンペア	2,544 円 48 銭
契約電流 40 アンペア (まったく使用しない場合)	636 円 12 銭
契約電流 50 アンペア	3,180 円 60 銭
契約電流 50 アンペア (まったく使用しない場合)	795 円 15 銭
契約電流 60 アンペア	3,816 円 72 銭
契約電流 60 アンペア (まったく使用しない場合)	954 円 18 銭

②電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 37 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワットにつき	28 円 24 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31 円 71 銭

③ママトク時間料金

19:00 ～ 20:59	0 円 00 銭

(2) 朝ママトクコース

イ : 適用条件

①供給地が、北海道電力管内であること。

②契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

③ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①②に該当し、かつ、③の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ : 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ : 契約電流

①契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア又は 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

②当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置 (以下「電流制限器等」といいます) 又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ : 料金

料金は、基本料金、電力量料金、朝ママトク時間料金、及び約款の別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を下回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を上回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

①基本料金

1 月の基本料金、及び、1 月まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	1,908 円 36 銭
契約電流 30 アンペア (まったく使用しない場合)	477 円 09 銭
契約電流 40 アンペア	2,544 円 48 銭
契約電流 40 アンペア (まったく使用しない場合)	636 円 12 銭
契約電流 50 アンペア	3,180 円 60 銭
契約電流 50 アンペア (まったく使用しない場合)	795 円 15 銭
契約電流 60 アンペア	3,816 円 72 銭
契約電流 60 アンペア (まったく使用しない場合)	954 円 18 銭

②電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 37 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワットにつき	28 円 24 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31 円 71 銭

③朝ママトク時間料金

6:00 ～ 7:59	0 円 00 銭

(2) 東北 de5!

電灯又は小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) ママトクコース

イ : 適用条件

①供給地が、東北電力管内であること。

②契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

③ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①②に該当し、かつ、③の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ : 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ : 契約電流

①契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア又は 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

②当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置 (以下「電流制限器等」といいます) 又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ : 料金

料金は、基本料金、電力量料金、ママトク時間料金、及び約款の別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を下回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を上回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

①基本料金

1 月の基本料金、及び、1 月まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	1,846 円 80 銭
契約電流 30 アンペア (まったく使用しない場合)	461 円 70 銭
契約電流 40 アンペア	2,462 円 40 銭
契約電流 40 アンペア (まったく使用しない場合)	615 円 60 銭
契約電流 50 アンペア	3,078 円 00 銭
契約電流 50 アンペア (まったく使用しない場合)	769 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	3,693 円 60 銭
契約電流 60 アンペア (まったく使用しない場合)	923 円 40 銭

②電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 33 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	23 円 63 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 32 銭

③ママトク時間料金

19:00 ～ 20:59	0 円 00 銭

(2) 朝ママトクコース

イ : 適用条件

①供給地が、東北電力管内であること。

②契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

③ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①②に該当し、かつ、③の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ : 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ : 契約電流

①契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア又は 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

②当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置 (以下「電流制限器等」といいます) 又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ : 料金

料金は、基本料金、電力量料金、朝ママトク時間料金、及び約款の別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を下回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を上回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

①基本料金

1 月の基本料金、及び、1 月まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	1,846 円 80 銭
契約電流 30 アンペア (まったく使用しない場合)	461 円 70 銭
契約電流 40 アンペア	2,462 円 40 銭
契約電流 40 アンペア (まったく使用しない場合)	615 円 60 銭
契約電流 50 アンペア	3,078 円 00 銭
契約電流 50 アンペア (まったく使用しない場合)	769 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	3,693 円 60 銭
契約電流 60 アンペア (まったく使用しない場合)	923 円 40 銭

②電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 33 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	23 円 63 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 32 銭

③朝ママトク時間料金

6:00 ～ 7:59	0 円 00 銭

(3) 東京 de5!

電灯又は小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) ママトクコース

イ : 適用条件

①供給地が、東京電力管内であること。

②契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

③ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①②に該当し、かつ、③の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ : 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ : 契約電流

①契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア又は 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

②当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置 (以下「電流制限器等」といいます) 又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ : 料金

料金は、基本料金、電力量料金、ママトク時間料金、及び約款の別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を下回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を上回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

①基本料金

1 月の基本料金、及び、1 月まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	1,600 円 56 銭
契約電流 30 アンペア (まったく使用しない場合)	400 円 14 銭
契約電流 40 アンペア	2,134 円 08 銭
契約電流 40 アンペア (まったく使用しない場合)	533 円 52 銭
契約電流 50 アンペア	2,667 円 60 銭
契約電流 50 アンペア (まったく使用しない場合)	666 円 90 銭
契約電流 60 アンペア	3,201 円 12 銭
契約電流 60 アンペア (まったく使用しない場合)	800 円 28 銭

②電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 55 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	24 円 70 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 52 銭

③ママトク時間料金

19:00 ～ 20:59	0 円 00 銭

(2) 朝ママトクコース

イ : 適用条件

①供給地が、東京電力管内であること。

②契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

③1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①②に該当し、かつ、③の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ : 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ : 契約電流

①契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア又は 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

②当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置 (以下「電流制限器等」といいます) 又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ : 料金

料金は、基本料金、電力量料金、朝ママトク時間料金、及び約款の別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を下回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を上回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

①基本料金

1 月の基本料金、及び、1 月まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	1,600 円 56 銭
契約電流 30 アンペア (まったく使用しない場合)	400 円 14 銭
契約電流 40 アンペア	2,134 円 08 銭
契約電流 40 アンペア (まったく使用しない場合)	533 円 52 銭
契約電流 50 アンペア	2,667 円 60 銭
契約電流 50 アンペア (まったく使用しない場合)	666 円 90 銭
契約電流 60 アンペア	3,201 円 12 銭
契約電流 60 アンペア (まったく使用しない場合)	800 円 28 銭

②電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 55 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	24 円 70 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 52 銭

③朝ママトク時間料金

6:00 ～ 7:59	0 円 00 銭

(4) 北陸 de5!

電灯又は小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) ママトクコース

イ : 適用条件

①供給地が、北陸電力管内であること。

②契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

③ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社か技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①②に該当し、かつ、③の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ : 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ : 契約電流

①契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア又は 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

②当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置 (以下「電流制限器等」といいます) 又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ : 料金

料金は、基本料金、電力量料金、ママトク時間料金、及び約款の別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を下回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を上回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

①基本料金

1 月の基本料金、及び、1 月まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	1,354 円 32 銭
契約電流 30 アンペア (まったく使用しない場合)	338 円 58 銭
契約電流 40 アンペア	1,805 円 76 銭
契約電流 40 アンペア (まったく使用しない場合)	451 円 44 銭
契約電流 50 アンペア	2,257 円 20 銭
契約電流 50 アンペア (まったく使用しない場合)	564 円 30 銭
契約電流 60 アンペア	2,708 円 64 銭
契約電流 60 アンペア (まったく使用しない場合)	677 円 16 銭

②電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 65 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	20 円 27 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21 円 87 銭

③ママトク時間料金

19:00 ～ 20:59	0 円 00 銭

(2) 朝ママトクコース

イ : 適用条件

①供給地が、北陸電力管内であること。

②契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

③ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①②に該当し、かつ、③の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ : 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ : 契約電流

①契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア又は 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

②当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置 (以下「電流制限器等」といいます) 又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ : 料金

料金は、基本料金、電力量料金、朝ママトク時間料金、及び約款の別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を下回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を上回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

①基本料金

1 月の基本料金、及び、1 月まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	1,354 円 32 銭
契約電流 30 アンペア (まったく使用しない場合)	338 円 58 銭
契約電流 40 アンペア	1,805 円 76 銭
契約電流 40 アンペア (まったく使用しない場合)	451 円 44 銭
契約電流 50 アンペア	2,257 円 20 銭
契約電流 50 アンペア (まったく使用しない場合)	564 円 30 銭
契約電流 60 アンペア	2,708 円 64 銭
契約電流 60 アンペア (まったく使用しない場合)	677 円 16 銭

②電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 65 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	20 円 27 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21 円 87 銭

③朝ママトク時間料金

6:00 ～ 7:59	0 円 00 銭

(5) 関西 de5!

電灯又は小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) ママトクコース

イ : 適用範囲

①供給地が、関西電力管内であること。

②使用する最大容量 (以下「最大需要容量」といいます) が 6 キロボルトアンペア未満であること。

③ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①②に該当し、かつ、③の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ : 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ : 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ : 料金

料金は、基本料金、最低料金、電力量料金、ママトク時間料金、及び約款の別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を下回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を上回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

①基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、1 月まったく電気を使用しなかった場合は、発生しないものといたします。

1 契約につき	2,000 円 00 銭

②最低料金及び電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。ただし、 (5) 関西 de5! (1) ママトクコース二:料金①基本料金の発生に関わらず、電力量料金の最低料金は、発生するものといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	327 円 65 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 78 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	24 円 89 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 45 銭

③ママトク時間料金

19:00 ～ 20:59	0 円 00 銭

(2) 朝ママトクコース

イ : 適用範囲

①供給地が、関西電力管内であること。

②使用する最大容量 (以下「最大需要容量」といいます) が 6 キロボルトアンペア未満であること。

③ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①②に該当し、かつ、③の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ : 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ : 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ : 料金

料金は、基本料金、最低料金、電力量料金、朝ママトク時間料金、及び約款の別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を下回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を上回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

①基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、1 月まったく電気を使用しなかった場合は、発生しないものといたします。

1 契約につき	2,000 円 00 銭

②最低料金及び電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、(5) 関西 de5! (2) 朝ママトクコース二:料金①基本料金の発生に関わらず、電力量料金の最低料金は、発生するものといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	327 円 65 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワットにつき	18 円 78 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	24 円 89 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 45 銭

③朝ママトク時間料金

6:00 ～ 7:59	0 円 00 銭

(6) 中国 de5!

電灯又は小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) ママトクコース

イ : 適用範囲

①供給地が、中国電力管内であること。

②使用する最大容量 (以下「最大需要容量」といいます) が 6 キロボルトアンペア未満であること。

③ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①②に該当し、かつ、③の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ : 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ : 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ : 料金

料金は、基本料金、最低料金、電力量料金、ママトク時間料金、及び約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を下回る場合は、別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を上回る場合は、別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

①基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、1 月まったく電気を使用しなかった場合は、基本料金は発生しないものといたします。

1 契約につき	2,000 円 00 銭

②最低料金及び電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。ただし、(6) 中国 de5! (1) ママトクコース二:料金①基本料金の発生に関わらず、電力量料金の最低料金は、発生するものといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	331 円 23 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 38 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	25 円 62 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 59 銭

③ママトク時間料金

19:00 ～ 20:59	0 円 00 銭

(2) 朝ママトクコース

イ : 適用範囲

①供給地が、中国電力管内であること。

②使用する最大容量 (以下「最大需要容量」といいます) が 6 キロボルトアンペア未満であること。

③ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①②に該当し、かつ、③の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ : 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ : 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ : 料金

料金は、基本料金、最低料金、電力量料金、朝ママトク時間料金、及び約款の別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を下回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を上回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

①基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、1 月まったく電気を使用しなかった場合は、発生しないものといたします。

1 契約につき	2,000 円 00 銭

②最低料金及び電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。ただし、(6) 中国 de5! (2) 朝ママトクコース二:料金①基本料金の発生に関わらず、電力量料金の最低料金は、発生するものといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	331 円 23 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 38 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	25 円 62 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 59 銭

③朝ママトク時間料金

6:00 ～ 7:59	0 円 00 銭

(7) 九州 de5!

電灯又は小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) ママトクコース

イ : 適用条件

①供給地が、九州電力管内であること。

②契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

③ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①②に該当し、かつ、③の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ : 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ : 契約電流

①契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア又は 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

②当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置 (以下「電流制限器等」といいます) 又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ : 料金

料金は、基本料金、電力量料金、ママトク時間料金、及び約款の別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を下回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を上回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

①基本料金

1 月の基本料金、及び、1 月まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	1,662 円 12 銭
契約電流 30 アンペア (まったく使用しない場合)	415 円 53 銭
契約電流 40 アンペア	2,216 円 16 銭
契約電流 40 アンペア (まったく使用しない場合)	554 円 04 銭
契約電流 50 アンペア	2,770 円 20 銭
契約電流 50 アンペア (まったく使用しない場合)	692 円 55 銭
契約電流 60 アンペア	3,324 円 24 銭
契約電流 60 アンペア (まったく使用しない場合)	831 円 06 銭

②電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 34 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	21 円 56 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 35 銭

③ママトク時間料金

19:00 ～ 20:59	0 円 00 銭

(2) 朝ママトクコース

イ : 適用条件

①供給地が、九州電力管内であること。

②契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

③ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①②に該当し、かつ、③の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ : 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ : 契約電流

①契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア又は 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

②当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置 (以下「電流制限器等」といいます) 又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ : 料金

料金は、基本料金、電力量料金、朝ママトク時間料金、及び約款の別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を下回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款の別表 2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が約款の別表 2(燃料費調整)(1) ロ (ハ) を上回る場合は、約款の別表 2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

①基本料金

1 月の基本料金、及び、1 月まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	1,662 円 12 銭
契約電流 30 アンペア (まったく使用しない場合)	415 円 53 銭
契約電流 40 アンペア	2,216 円 16 銭
契約電流 40 アンペア (まったく使用しない場合)	554 円 04 銭
契約電流 50 アンペア	2,770 円 20 銭
契約電流 50 アンペア (まったく使用しない場合)	692 円 55 銭
契約電流 60 アンペア	3,324 円 24 銭
契約電流 60 アンペア (まったく使用しない場合)	831 円 06 銭

②電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 34 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	21 円 56 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 35 銭

③朝ママトク時間料金

6:00 ～ 7:59	0 円 00 銭

PLANBEE ENERGY

プランビーエナジー は 株式会社プランビー が運営している電力サービスです。